

規則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十六号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項及び第二十三条第二項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、「申請書に」の下に「学業成績関係書類等及び」を加える。

第二十四条中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考

単位は、特別の定めのある場合を除いて、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて四十五時間とし、次に定める基準により計算する。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学習を必要なものとし、十五時間の講義をもつて一単位とする。ただし、教室外の準備のための学習が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、二時間の講義に対して教室外における一時間の準備のための学習を必要とするものとし、三十時間の講義をもつて一単位とする。

二 演習については、教室内における二時間の演習に対して教室外における一時間の準備のための学習を必要とするものとし、三十時間の演習をもつて一単位とする。ただし、教育効果を考慮して必要があるときは、一時間の演習に対して教室外における二時間の準備のための学習を必要とするものとし、十五時間の演習をもつて一単位とする。

三 実験、実習及び実技については、学習はすべて実験室、実習室等で行われるものとし、四十五時間の実験、実習又は実技をもつて一単位とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。